

第1号様式（第37条関係）（平15国交令6・一部改正）

（表）

8センチメートル	
第 号	
貨物自動車運送事業法第39条第1号及び第2号の規定による 業務に従事する適正化事業指導員の身分証明書	
6センチメートル	氏 名
	年 月 日生 年 月 日交付
4センチメートル	← 3センチメートル →
写	真
○○運輸局長指定	
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関 印	
名 称	

(裏)

貨物自動車運送事業法抜すい

第39条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。

- (1) 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）に対する指導を行うこと。
- (2) 貨物自動車運送事業者（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）以外の者の貨物自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

貨物自動車運送事業法施行規則抜すい

第37条

- 3 適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たっては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。